

平成22年第2回涌谷町議会定例会（第2日）

平成22年3月12日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議発第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 同意第 1号の上程、説明、質疑、採決

1. 諮問第 1号の上程、説明、質疑、採決

1. 議案第 5号～議案第 6号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 7号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 8号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 9号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第10号～議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第14号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開議

出席議員(15名)

1番	杉浦謙一君	2番	久勉君
3番	大平義孝君	4番	安部元彦君
5番	伊藤雅一君	6番	門田善則君
7番	鈴木英雅君	8番	大泉治君
9番	菅原富士郎君	10番	長崎達雄君
11番	遠藤稔雄君	12番	木村正義君
13番	笹木健一君	14番	加藤紀君
15番	大橋信夫君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋莊治君	副町長	安部周治君
総務企画課長	菅原孝治君	総務企画課 統括主幹	城口貴志生君
町民税務課長	齋藤正俊君	町民税務課 統括主幹	高橋勝一君
町民医療福祉センター 総務管理課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課統括主幹	高橋宏明君
町民医療福祉センター 健康福祉課長	安部政志君	町民医療福祉センター 健康福祉課副参事	熊坂礼子君
建設水道課長	菊地満君	建設水道課 統括主幹	澤田勝治君
産業振興課長	大友信一君	会計課長	櫻井信君
教育委員会教育長	木村達夫君	教育文化課長	久道章夫君
教育文化課 統括主幹	大川由美子君	教育文化課 統括主幹	三塚尚登君
代表監査委員	牛渡稔君	農業委員会会長	佐竹榮一君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木忠弘	総務班長	柴村洋子
主査	荒木達也		

開議の宣告

(午前10時)

議長(大橋信夫君) 皆さん、おはようございます。

2日目となりました。きのうの一般質問大変ご苦労さまでした。本日もよろしく願いいたします。

直ちに会議を開きます。

日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。

日程に入る前に、議員各位にお願いしておきます。発言の許可を求める際は、座席番号を発して挙手して許可を求めてください。

議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(大橋信夫君) 日程に入ります。

日程第1、議発第1号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

事務局総務班長をもって、趣旨及び議案を朗読いたさせます。

事務局総務班長(柴村洋子君) 朗読いたします。

議発第1号

平成22年3月12日

涌谷町議会議長 大橋 信 夫 殿

提出者 涌谷町議会議員 笹 木 健 一

賛成者 同 遠 藤 稔 雄

賛成者 同 菅 原 富士郎

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

当町の財政状況から、議員の費用弁償については支給しないこととし、6月期、12月期の期末手当については10%の削減を行うものである。

別紙

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(平成22年度における費用弁償に係る特例)

18項 平成22年度における第4条第4項の規定については適用しない。

(平成22年度における期末手当の特例)

19項 平成22年度における期末手当の額については、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2項の規定による期末手当の額から、その100分の10に相当する額を減じた額とする。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月12日提出。

提出者	涌谷町議会議員	笹木健一
賛成者	同	遠藤稔雄
賛成者	同	菅原富士郎

朗読を終わります。

議長(大橋信夫君) ただいまの朗読をもって、議案の趣旨及び議案内容は理解できたものと判断いたし、提出者の説明は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(大橋信夫君) 異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(大橋信夫君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(大橋信夫君) これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長(大橋信夫君) 挙手全員であります。

よって、議発第1号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

同意第1号の上程、説明、質疑、採決

議長(大橋信夫君) 日程第2、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(大橋荘治君) おはようございます。

きょうもよろしくお願いを申し上げます。

それでは、同意第1号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町固定資産評価審査委員会委員加藤敬亮氏は、平成22年3月26日をもって任期満了になりますので、新たに砂金 均氏を涌谷町固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（大橋信夫君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） 諮問第1号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員鎌田源太郎氏は、平成22年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き鎌田源太郎氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を賜りたいと提案するものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（大橋信夫君） 挙手多数であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

議案第5号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第4、議案第5号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と日程第5、議案第6号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） ただいま一括上程されました議案第5号及び議案第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、自立のまちづくりを進めていく上で、まずみずから行財政改革の一端を示すとして、平成17年度から21年度まで給与の減額を行ってまいりましたが、引き続き平成22年度におきましても、町長初め副町長及び教育長の給料をそれぞれ10%、8%、5%を減額するものであります。

現下の事情をかながみながらよろしくお願いを申し上げますとともに、ご理解を賜りたいと思います。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第6、議案第7号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、昨年11月の臨時会におきまして人事院勧告に基づく給与改正とあわせて労働基準法の一部改正に伴い、時間外勤務の割り増し賃金率の引き上げ等を内容とする改正をお認めをいただきたいとのございます、改正条例公布後にさらに改正の必要な箇所があるとの通知が県の方からありましたので、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

総務企画課長（菅原孝治君） それでは、議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号についてご説明いたします。

本議案は、昨年の11月臨時会にて労働基準法の一部改正に伴う時間外手当の取り扱いについて改正を行ったところでございますが、同一週を超える期間において週休日の振替等を行った場合、1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務時間についても、通常的时间外手当を支給する改正が必要との通知が本年の1月26日に県からありまして、11月に改正した内容と同時規定を読みかえて改正するものでございます。以上で終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第7、議案第8号 涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、昨年11月の臨時会において、一般職員の給与の改正の一部改正条例において、自宅に係る住居手当を廃止する改正をいたしておりますので、水道企業職員につきましても同様な改正を行うとするものでございます。

また、退職手当に関する規定につきましては、病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例と整合を取るため、病院企業職員と同様の規定とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

総務企画課長（菅原孝治君） それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第8号についてご説明申し上げます。

住居手当につきましては、昨年11月臨時会にて一般職員について改正いたしておりましたが、今回水道企業職員についても自宅の新築購入に係る手当を廃止するものでございます。

また、退職手当の関係につきましては病院事業職員の規定と整合性を図るため、宮城県市町村退職手当組合退職手当条例を適用することとするものでございます。以上で終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号 涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第8、議案第9号 涌谷町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は、これまで100歳到達者に支給しておりました敬老祝金を、50万円から30万円に引き下げるものでございます。

100歳の長寿を祝う気持ちには変わりはありませんが、今後も受給者の増加が見込まれる中、従来どおりの財政措置を継続することが厳しいところから改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） それでは、議案書の7ページをお開きください。

議案第9号 涌谷町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨等につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げた内容でございます。

第2条の敬老祝金の支給に関しまして、現行50万円を30万円に改めるものでございます。

施行につきましては、平成22年4月1日からの施行とするものでございます。以上で説明終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。1番。

1番（杉浦謙一君） 今回減額というふうになるようですけれども、老人クラブ等に一定の説明というのはあったのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） 老人クラブ等への説明ということでございますが、実施はいたしてございません。ただ、今回の可決成立後には広報等によつての周知が必要かと考えております。終わります。

議長（大橋信夫君） 12番。

12番（木村正義君） ただいま、議案第9号について町長の方から説明ございました。

財政が厳しいというような内容も、今、町長の説明の中にありましたが、かつては100歳になると100万円、それを今度は50万円ということで年もいろいろ人数も多くなってきているから、財政上大変だという町長のご説明でございますけれども、大体幾らぐらい多くなるものなのか。何か50万円になったばかりですぐ30万円というのは余りにもかわいそうではないかと、このように思いますので、その辺、今、どのくらいここで出費するものなのか。この年度当初と書いてあるけれども、何人ぐらいで何ぼぐらいの出費なのか。それで涌谷町の財政にどういう響きがあるものなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） 100万円から50万円の引き下げについては、平成18年の4月から50万円ということで実施してまいりました。そして、今回30万円の引き下げということでございますが、毎年5人から6人程度の受給対象者が対象になってまいりますので、平成22年度の当初予算についても後ほど審議いただくわけですが、平成22年度の対象者は5名ということでございます。

議長（大橋信夫君） 12番。

12番（木村正義君） ただいま5名というと、50万円から30万円という一人20万円ずつ減るわけです。そうすると100万円ということなのです。その100万円を減らさなくてはならないものなのか。せっかく100歳を楽しみにしている方に対して、何か年々このように減っていったのでは、敬老祝金なんかなくてもいいなんてなるのではないかとそのような心配もあるので、たった100万円を減じる必要がここにはないのではないかと、私は思います。そういったことでいかがなものでか。

議長（大橋信夫君） 町長。

町長（大橋荘治君） 先ほど説明申し上げましたように、100歳の長寿を祝う気持ちには町長は変わりはありません。いわゆる戦争当時、大正・昭和という本当に貧しい時代に生き残れた100歳の方でございますので、その気持ちは私にとっては変わりはありませんけれども、何としても、いわゆる健康寿命を延ばすために次の新年度予算にも上げておりますが、肺炎等の予防注射等々にも力を入れながら、そしてまた他町村でありますと花束をもって、100歳の祝いにかわって花束だけをやる市町村もあるようでございますので、今回の場合は何としても、数字にすると大した数字ではございませんけれども、議会の皆さんの研修費等々にも充当させていただいて、そして精神的にこれまたご満足いただけるような、そういう30万円を用意させていただきましたので、質問者も非常に元気になりましたので、まずもお見舞いをしながらその元気に対して敬意と感謝も申し上げて、これまたご理解をいただきたいと。きのうのきょうでございませぬので、いわゆる100万円から50万円、100万円の場合はたまたま私のおばが100歳になりますので、その歳にはやはり50万円でご我慢していただくといったふうなことで改正をしたわけでございます。今回も、恐らく私の親戚も100歳になろうと思っておりますが、そういう機会で、自分のおばの場合は、これだけにしたといったふうなことは人には指をさされることは嫌なのでございますので、議会の皆さんにもご理解をいただきたいと。そんな心境でご提案を申し上げましたので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（大橋信夫君） 11番

11番（遠藤稔雄君） 審議の参考までに、近隣市町村のこの100歳に対するお祝いの様子を、一部町長の方から花束をもってとありましたけれども、その近隣市町村の実態というものを聞かせていただきたいと思っております。

議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） それではお答えを申し上げます。

大崎管内でございますけれども、まず大崎市につきましては祝金の支給はございませんで記念品の支給となっております。それから、色麻町におきましては20万円の支給でございます。加美町につきましては、居住年数が5年以上の場合においては30万円、3年以上5年未満につきましては10万円の支給でございます。また、美里町につきましては居住年数が10年以上で20万円の支給となっておりますようでございます。大崎管内だけ。

（「はい」の声あり）

議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 涌谷町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号 涌谷町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第10号～議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第9、議案第10号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例と日程第10、議案第11号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例は、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） ただいま一括上程されました、議案第10号及び議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、国道の占用料を定めております道路法施行令別表の単価が改正されまして、平成20年4月から施行されることから、これに準拠している本条例について改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 建設水道課長。

建設水道課長（菊地 満君） それでは、8ページをお開き願いたいと思います。

議案第10号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例、それから11ページでございますけれども、議案第11号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

ただいま町長より提案理由を一括でご説明申し上げましたが、道路法施行令の改正によりまして関連する公共物管理条例と道路占用料条例の一部を改正するものでございます。

本案につきましては、平成19年3月3日付で交付されまして、平成20年4月1日より施行されました道路法施行令の一部の改正に伴いまして、関係する条例の一部を改正をお願いするものでございます。

別表20条関係の一部を改正するもの、また別表2条関係の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、占用料の減額改定するものでありまして、国の改定はこれまで平成8年4月に改定されまして以降、見直しが行われないまま現在に至ったものでございまして、涌谷町におきましても平成11年12月の臨時会において改定いたしましたものでございまして、今回その改定によりまして、宮城県におきましては平成21年度より施行いたしております。涌谷町におきましては、平成22年4月から改正を行おうとするものでございます。

それでは、条例案の新旧対照表の7ページをお開き願いたいと思います。

別表20条の関係でございますけれども、ここに占用料の表が載っておりますけれども、現行、それから改正案ということで、主に電柱料の改正ということで、この表を見ますと770円が530円になりましたよとか、こうな

っておりますけれども、電柱、電力柱、それから電話柱、そのほかに広告塔、それから管類、これが6分類から9分類になったということでの改定でございますので、それぞれ表ございますけれども、次のページ、8ページ、9ページ、改正になっております。

それから備考欄でございますけれども、第10項占用期間が1月未満の場合におきましては占用の額の算定につきましては、この表の占用の表中「770円」と、これは削除するというところでございます。それから11、12につきましては項ずれで改正になるものでございます。

それから、次のページの道路占用料の方の条例の関係でございますけれども、同じように現行、改正案とあるわけでございますけれども、これにつきましても電柱類、それから電話柱、柱類、それから下の方に行きますと管類ということで分類が変わっております。このように改正いたすものでございます。

今回の改正でございますけれども、大崎管内合わせて22年4月から改正しようとするものでございます。以上で終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第11、議案第12号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、核家族化、母親等の就労意欲の増大に伴いまして、長時間保育を希望する世帯の増加が著しいことから、涌谷第一小学校の空き教室を改修し、新たに放課後学童クラブ室を増設するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

教育文化課長（久道章夫君） 議案書15ページをお願いいたします。

議案第12号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例でございます。

ご承知のとおり、八雲児童館におきましては、主に涌谷第一小学校の留守家庭となる小学校1年生から3年生までの放課後の児童をお預かりしまして放課後児童クラブをしているところでございますけれども、現在その施設の広さの関係で2年生の16人につきましては、涌谷第二小学校の杉の子学童クラブの方に車で送って、涌谷第二小学校の方で放課後の時間を過ごしてもらっています。そうした子供達の不便さを解消するために、今般涌谷第一小学校の一教室の改装をお願いしまして、学童クラブ室を開設することにしたところでございます。

位置は、学校正面から見まして左端、体育館に近い方の教室の1階ということになります。その設置により、今回、この設置条例の表に涌谷第一小学校学童クラブ室を追加しようとするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。8番。

8番（大泉 治君） 現在の、要するに需要から見た場合に非常に適切な処理だというふうには思います。しかしながら、その管理体制についてちょっとお伺い申し上げたいなど。

現在、八雲児童館と杉の子学童クラブ、正職員が1名でそのほかは全部嘱託もしくは臨時というような形の中での運営管理になっておるわけですが、3カ所となった場合に人事的な管理を、体制をきちっと整えていただかなければならないのではないかというふうに考えておりますが、その辺のところも含めて今回の設置条例とともに、その辺のところの部分もお伺いしておきたいと思っております。

議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

教育文化課長（久道章夫君） 4月1日の人事異動によってはどうなるかというところでございますけれども、現時点では正職員1名、それから臨時、8時間勤務の者が2名、それからパート的な形で2名ということで、5人体制でやっております。

今回、涌谷第一小学校の方に開設した際にも、臨時対応という形になるうかと思っております。

正職員が一人しかいないとどうなのだという事になると思いますが、その辺のところは内部で調整をしながら対応していきたいと考えております。

議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第12、議案第13号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） 議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部改正する法律（平成21年法律第36号）が本年1月1日から施行されたことに伴いまして、当該法律の趣旨を踏まえ、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合を軽減するための特例を設けるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

町民税務課長（齋藤正俊君） それでは、議案第13号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

新たに附則第4項を加えるものでございます。

改正の趣旨につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでございます。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の改正が、本年1月1日から施行されました。従来、延滞金は年利14.6%のみとなっておりますが、今回の改正により納期限の翌日から3カ月を経過するまでは7.3%と軽減し、さらにこの期間について金利の特例が設けられ、税金に導入されております特例基準割合が導入されたものでございます。

なお、特例基準割合とは、前年の11月30日を経過する日の日本銀行の商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合となります。この割合が7.3%に満たない場合は、特例基準割合とするものでございます。

なお、現在の特例基準割合は年4.3%となっております。従来から、涌谷町では納期限後1カ月間の間は7.3%、それ以降につきましては14.6%と定めておりましたが、今回国の改正並びに町税条例、国保条例、介護保険条例と同様に特例基準割合を導入いたしますものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成22年4月1日と附則で規定いたしますものでございます。終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第14号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第13、議案第14号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議についてと、日程第14、議案第15号 大崎市の公の施設を利用することの協議については、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） ただいま一括上程されました議案第14号及び第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大崎市の公の施設である鹿島台なかよし保育園が平成22年3月31日をもって廃止し、新たに鹿島台第三幼稚園、鹿島台なかよし保育園、鹿島台子育て支援センターを統合し幼稚園と保育所の区別なく乳幼児に一環した保育と教育を行うための施設として、鹿島台子育て支援総合施設なかよし園が平成22年4月1日から開設することに伴いまして、涌谷町の住民が利用することを廃止する協議及び利用するための協議を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

教育文化課長（久道章夫君） 議案書17ページ、18ページでございます。

共稼ぎなど保育に欠ける幼児・児童につきましては、基本的に町内の保育所でお預かりしているところがございますけれども、事情があつてほかの市や町の保育所を利用したいということも出てきます。そうしたことに対応するために、近隣の市町間で協定を結んで相互利用を可能にしているところがございますが、今回、その協定を結んでおります大崎市の鹿島台なかよし保育園が、平成22年4月1日から、議案第15号の方にございまして大崎市鹿島台子育て支援総合施設なかよし園というふうに新たに建設されまして、幼保一元化施設ということで運営を開始されます。そうしたことから、協定を結び直すためにその手続として、今回議案第14号、15号を上程したところでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議については原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 大崎市の公の施設を利用することの協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号 大崎市の公の施設を利用することの協議については原案のとおり可決されました。

議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第15、議案第16号 町道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） 議案第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、松崎地内、川畑地内の道路改良工事及び新下町浦地内の側溝改良工事の完了によりまして、町道として新規に認定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 建設水道課長。

建設水道課長（菊地 満君） それでは、19ページお開き願いたいと思います。

議案第16号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

ただいま、町長の提案理由で申し上げましたが、今回道路を新たに認定をお願いするものでございます。

定例会資料2の1ページをお開き願いたいと思います。

路線番号370号松崎3号線につきましては、県道河南築館線沿いの天南堤の北側の松崎泥目木線から北側の松崎2号線に至る路線でございます。延長にして337メートルをお願いするものでございます。

それから、次の路線番号569号でございますけれども、新下町浦北枝2号線につきましては、新下町浦北線から新下町浦の分譲地に至る路線でございます。シルバー人材センターの西側の路線でございます。延長しますと82メートルでございます。

それから、路線番号の570号、川畑線につきましては、県道河南築館線から川畑地内を通りまして新吉住の農道に至る路線でございます。延長にしますと245.7メートルの路線でございます。以上で説明を終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号 町道の路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号 町道の路線の認定については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

議長（大橋信夫君） 再開いたします。

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第16、議案第17号 平成21年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） それでは、議案第17号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億5,626万円を追加し、総額を66億9,860万5,000円にいたそうとするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入では特別交付税に新たに算入されました不採算地区病院措置額分を増額

し、国県支出金におきましては、それぞれ事業の追加や見込みによりまして増減をしております。

国の第2次補正による地域活性化・きめ細かな臨時交付金や事業実施の目途がついた地域活性化公共投資臨時交付金、地域情報通信基盤整備推進交付金、子ども手当システム導入補助金で増額するとともに、見込みや確定により学校情報通信技術環境整備事業補助金や緊急雇用創出事業補助金、障害者自立支援特別対策事業補助金等で減額をしております。

また、町債におきましては地域情報通信基盤整備事業に充当いたします一般補助金施設整備事業債、及び道路維持補修に充当いたします道路整備事業債について、増額をいたしております。なお、歳入歳出差し引きますと、歳入の不足分につきましては財政基金の取り崩しをお願いするものでございます。

次に、歳出の主な内容でございますが、まず、歳入でご説明いたしました地域活性化・きめ細かな臨時交付金を利用しまして、役場庁舎内の一部や医療福祉センター外壁等、また改善センタータイル、天平の湯浴室などの改修及び旧水道課庁舎の解体新築を行うため、経費を各款に計上いたしておりますが、繰り越しをして翌年度に実施いたそうとするものでございます。

また、総務費におきましては、笹塚地区の光ファイバーを利用する情報基盤整備事業費を計上して繰り越すとともに、地域振興公社貸付金を増額いたしております。

また、民生費におきましては、制度改正により事業名が変更となった地域密着型介護施設等整備補助金を増額して繰り越すとともに、見込みにより障害者事業運営安定化事業補助金や保育費委託料等で減額し、衛生費においては不採算地区病院措置額負担金等を増額するものでございます。

次に、土木費におきましては、県の10割補助であります木造住宅耐震診断委託料を見込みにより増額するとともに、国の経済危機対策交付金及び公共投資臨時交付金を利用した道路維持補修工事費を増額し繰り越しするものでございます。

最後に、教育費におきましては、パソコンやデジタルテレビ等の学校備品に係る経費の減額等を計上いたしております。

そのほか、見込み及び確定により、それぞれの項目で増減をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 総務企画課統括主幹。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） それでは、補正予算書をお開きいただきたいと思います。

まず、5ページ、第2表繰越明許費をお開きください。

それでは、配付いたしましたお手元のこのA3のこちらで説明したいと思います。

内容としましては、通常の補正と比較しましてかなり多くの項目となっております。

それで、この表の一番右側見ていただきたいのですけれども、太い括弧で例えばきめ細かとか、それから公共投資とかありますのは、国の経済対策による事業でありまして、21年度の6月補正したものから、今回3月補正計上したもので、経済危機・公共投資・きめ細かの3種類の交付金による事業となっております。

さらに、この表にはそれ以外の事業も一緒に入っております。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算でご説明いたしますけれども、ここでは歳入歳出補正予算に直接出てこない項目だけ先にご説明申し上げます。

それでは、2番の天平の湯改修事業でございますが、天平の湯屋根改修工事5,350万円、施工管理業務259万4,000円の増額となっておりますが、天平の湯改修工事の工期につきましては、契約議決の際に年度内の工期では難しいことから繰り越しを想定している旨ご説明いたしておりますけれども、施工管理業者から工程表が提出されまして施工管理業務とあわせて繰り越しをお願いいたすものでございます。

当初4月末ころまでの工期を想定いたしておりましたが、今回の改修工事の主要部分であります屋根のアルミフレーム加工に日数を要するため、5月末までの工期予定となっております。終わります。

議長（大橋信夫君） 順次説明をお願いします。

教育文化課長（久道章夫君） それではこの表の上から6段目になります、民生費児童福祉費、学童クラブ整備事業費になります。この407万2,000円のうち330万円につきましては、6月議会で既に計上させていただいております。合わせて、今議会で同クラブの冷房機の購入代として77万7,000円を予算を計上しまして、この合計の金額になるところでございます。

工事につきましては、現在普通教室として使用しておりますので、工期が春休みということで、4月にかかることもあろうかと思ひまして、今回繰越明許をお願いするものでございます。

建設水道課長（菊地 満君） それでは、この表の10番目、それから11番目についてご説明申し上げます。

道路維持補修事業費でございますけれども、これで5,137万円を繰り越しをお願いするものでございますけれども、この舗装工事等2,100万円につきましては、公共投資臨時交付金の振りかえ分でございます、地域連携道路としまして新町二ノ袋線、これ現在二ノ袋集会所から東側に700メートルほど行っておりますけれども、今回は反対側に堤防の区間、約500メートルですけれども、これを行うと予定いたしております。

それから、谷地太田線、これは改善センター前でございますけれども、これについても350メートルぐらいの舗装補修を予定するものでございます。

それから、次の経済危機で1,000万円でございますけれども、これにつきましては見龍寺裏線で、生活対策で既に工事を行っておりますけれども、これの分の積み残し分といいますか、これを行う予定でございます。それで、舗装については8月ごろ、それから見龍寺裏線については10月ごろ完成を予定するものでございます。

それから、次の2,037万円の経済危機対策分でございますけれども、これにつきましては現在既に発注しておりますけれども、上涌谷農免農道舗装分の繰り越しでございます、5月の農繁期前ころまでには完成を予定いたすものでございます。以上で終わります。

それから、次の11番目、同じく道路新設改良費で2,560万円繰り越しをお願いするものでございますけれども、これにつきましては工事請負費で2,150万円、それから用地補償補てんということで110万円、これ合わせまして既に発注しております、六軒町の側溝改良工事で、舗道分でございます。涌谷農協協の、これにつきましても6月末ごろの完成を予定しているものでございます。以上で終わります。

教育文化課長（久道章夫君） それから14番になります。教育費、教育総務費理科教育設備整備事業256万4,000円でございます。

これも6月議会で700万円を計上しておりました。契約も済みまして、今回差金で65万8,000円を減額補正することで計上しております。

購入予定の備品の約60%は年度内に納入される見込みですけれども、残りの40%について注文が殺到しまして、

年度内納入が難しいという業者からの連絡で、その分の金額がこの256万4,000円でございます。それを繰越明許しようとするものでございます。

以下のものにつきましては、予算の計上がございますのでこれで終わりたいと思います。

次のページをお願いします。

産業振興課長（大友信一君） それでは、6ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為の補正でございますけれども、これにつきましては平成20年度以降の中小企業振興資金の支払利息の増額に伴いまして、今回224万1,000円から372万2,000円に変更をいたすものでございます。終わります。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして第4表地方債補正でございます。

一般補助施設整備事業債210万円の追加でございます。籠岳地区における情報通信技術基盤整備事業を、歳入及び歳出で、今回増額計上しておりますけれども、国庫補助金充当残に起債を充てるものでございます。

続きまして、2地方債の変更で、道路整備事業債210万円を2,100万円に増額するものでございます。

道路維持補修工事に充当する起債でありまして、国庫補助事業の補助残に充当するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入で地方交付税の中の特別交付税4,756万円の増額でございます。

提案理由にもありましたが、制度改正によりまして当町の国保病院が不採算地区病院に該当しまして、新たに特別交付税に算入された分について増額するものでございます。終わります。

教育文化課長（久道章夫君） 次の児童福祉費負担金の 、 、 につきましては、12月補正後に入所者数の変動があったことによる増減でございます。

総務管理課統括主幹（高橋宏明君） 次の保健衛生使用料につきましては、研修館の宿泊者減見込みにより減額するものでございます。

教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の、農村環境改善センター使用料につきましては、今後の見込みにより減額をお願いするものです。使用料につきましても、年度末までの見込みで増減をお願いしております。

教育文化課長（久道章夫君） 次の公民館使用料から体育施設使用料までにつきましても確定いたしましたもの、それから今後の見込みによりそれぞれお願いするものです。終わります。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 12、13ページをお開きください。

総務手数料の中の自転車等駐車場申請手数料6,000円の減ですが、見込みにより減額するものです。終わります。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次の 畜犬登録手数料でございますが、これまでの実績と3月末までの見込みにより、7万2,000円の増額をいたそうとするものです。終わります。

教育文化課長（久道章夫君） 次の児童福祉費負担金につきましては、負担額の算定の基礎となる基準額が平成21年4月1日までさかのぼって引き下げになったことによる減額でございます。

健康福祉課長（安部政志君） 次の国民健康保険基盤安定負担金の増額でございますが、保険者支援分として確定伴うものでございます。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 次の国庫補助金、総務費補助金の中の 地域活性化・公共投資臨時交付金5,242万円の増額ですが、この交付金につきましては、このうち5,184万円が籠岳地区ブロードバンド整備事

業のもので、残りの58万円が地デジテレビのアンテナ工事分でございます。

本年1月末ごろに財源の目途がついた分を、今回補正計上するものです。

続きまして、7番地域情報通信基盤整備推進交付金2,700万円の増額ですが、これにつきましては、上の公共投資臨時交付金と同じく笹岳地区ブロードバンド整備事業の3分の1国庫補助金に当たるものです。なお、笹岳地区ブロードバンドの整備事業につきましては、全額繰り越しの予定でございます。

続きまして8番、地域活性化・きめ細かな臨時交付金7,737万円の増額でございますが、これにつきましては国の第2次補正予算に計上されたもので、1月末ごろに県に第1回目の計画を提出したものでございます。この7,737万円の補助金で、約1億400万円の事業を組んでおりまして、全額繰り越して実施するものでございます。

先ほど説明いたしました繰越明許費の内訳にありまして、ほとんどが施設の維持補修に係るものでございます。終わります。

教育文化課長（久道章夫君） 児童福祉費補助金、次世代育成支援対策交付金ですけれども、涌谷保育園延長保育に対する交付金でございます。決定通知によるものでございます。

健康福祉課長（安部政志君） 次の子ども手当システム導入補助金に367万5,000円の増額でございます。これにつきましては、平成22年度から中学校終了までの子供を対象にした子ども手当の創設が予定されてございます。その円滑な支給のために必要な電算システムの構築に係る補助金でございます。国の2次補正で措置されているものでございまして、繰越明許をお願いいたすものでございます。終わります。

建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 次の汚水処理施設整備交付金でございますが、合併処理浄化槽設置申請件数の確定による減額でございます。終わります。

建設水道課長（菊地 満君） 次の住宅・建築物耐震改修等補助金の減額でございますけれども、これにつきましては笹岳小学校、小里小学校、それから勤労福祉センターの耐震診断、それから9月補正で行いました小里小学校の校舎の耐震設計、これ全部で4件の事業費の確定によりまして減額をお願いするものでございます。

次に、公共土木施設災害補助金、これにつきましては事業費の確定によりそれぞれ減額を行うものでございます。終わります。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次のページ、14、15ページをお願いいたします。

総合流域防災事業費補助金でございますが、洪水ハザードマップの作成事業費確定に伴います補助率3分の1に相当する3万1,000円を減額いたそうとするものでございます。終わります。

教育文化課長（久道章夫君） 次の小中学校補助金につきましては、経済危機対策の関係で2分の1の補助ということですが、契約差分の2分の1を減額する内容でございます。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次の外国人登録事務費委託金でございますが、確定により7,000円の減額をいたそうとするものでございます。終わります。

教育文化課長（久道章夫君） 児童福祉費負担金の、これにつきましては、国庫負担金のところでご説明した内容と同じで、県分についても減額になるものでございます。

健康福祉課長（安部政志君） 次の国民健康保険基盤安定負担金でございますが、国民健康保険税の軽減に係るもので、確定に伴うものでございます。終わります。

町民税務課長（齋藤正俊君） 次の後期高齢者医療保険基盤安定負担金30万7,000円、確定により増額をいたすものでございます。終わります。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 次の県補助金の中の総務費補助金、8番バス運行維持対策費補助金1万8,000円の増ですが、確定により増をお願いするものでございます。

次の、9番緊急地域雇用創出特別対策事業補助金1,207万3,000円の減額ですが、緊急雇用の臨時職員の雇用につきましては、平成21年3月に19人を採用し、引き続き4月1日に18人を採用したところでございます。

21年度当初の歳入予算で300万円を計上し、県の承認をいただき、さらに21年5月臨時会で1,228万6,000円を増額補正し県に変更申請しましたが、変更申請分は県の承認前の事前着手であり、補助対象とはならず単独事業であると判定されたために、今回増額をお願いするものでございます。終わります。失礼しました。減額をお願いするものでございます。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次の 全国瞬時警報システム整備事業補助金でございますが、本事業は消防庁が国の経済危機対策に基づいた平成21年度補正予算において防災情報通信施設整備事業交付金を設置いたし、全額交付金により全国瞬時警報システムを全国一斉整備いたそうとするものでございます。

本システム事業導入に当たり、消防庁の方では送受信機整備の高度化改修を図るため、技術検討に着手し、年度内の事業完了のスケジュールをもって進めてきたところでございますが、開発のおくれから機器の製造が間に合わないということで、県を通じまして各市町村の事務処理について指導があったところでございます。それを受けまして、今回当町の整備対象となります受信機、パソコン及び設置工事経費等の交付対象見込額178万5,000円を補正予算措置いたし、全額繰り越しいたそうとするものでございます。なお、交付金につきましては、県を通しての間接交付金となりますことから、県支出金に予算措置をいたしておるものでございます。終わります。

健康福祉課長（安部政志君） 次の老人福祉費補助金でございます。まず、32の地域介護・福祉空間施設整備補助金の減額でございますが、民間事業所が短台地区で進めておりますグループホームの整備に係るものでございまして、今回補助金の名称変更によりまして減額をし、新たに33として介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業補助金を計上するものでございます。差引540万円の減額となりますが、建設事業につきまして、平成21年度内の完成が見込めないことから、繰越明許の手续を取らせていただいております。

設備備品につきましては、繰り越し措置ができないとの県からの指導により減額をいたしまして、改めて平成22年度予算で措置をさせていただくものでございます。終わります。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 児童福祉費補助金でございます。 、 、 とも確定による増額でございます。

健康福祉課長（安部政志君） 次の障害者福祉費補助金でございます。

確定による減額でございます。この中で、特に27の障害者自立支援特別対策事業補助金でございますが、通所サービス利用促進事業分については増額、新体系移行分について減額となるものでございます。終わります。

建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 次に、合併処理浄化槽設置推進事業費補助金でございますが、浄化槽設置件数が5人槽が3基、7人槽が8基と確定いたしましたので、減額をお願いいたすものでございます。終わります。

産業振興課長（大友信一君） 次に農林水産業費県補助金のうち、農業費補助金で1,000円の減額でございますけれども、それぞれ確定によるものでございます。終わります。

建設水道課長（菊地 満君） 次、 の木造住宅耐震診断助成事業補助金278万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、1月に入りまして宮城県の土木部の建築安全推進室より、再度また耐震診断募集の依頼がありまして、1月15日の全戸配布でチラシを行いまして、応募になった18戸分244万8,000円、これ全額県費補助での計上でございます。

それから、また勤労福祉センターの耐震診断業務を行ってございましたけれども、額の確定により事業費の3分の1、33万2,000円の県費分をお願いするものでございます。以上です。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次の 総合流域防災事業費補助金でございますが、国庫補助金でご説明した内容同様に減額をいたそうとするものでございます。終わります。

教育文化課長（久道章夫君） 次の中学校費補助金につきましては、事業完了による額の確定による減でございます。

町民税務課長（齋藤正俊君） 次の県民税徴収事務委託金、確定によりまして284万円の増額をお願いいたすものでございます。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次の 人口動態調査でございますが、確定により1,000円の減額をお願いするものでございます。終わります。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 次の 工業統計調査交付金から27の経済センサス交付金まで、確定及び見込みにより増減をいたすものでございます。

続きまして、選挙費委託金、宮城県知事選挙84万5,000円の減ですが、確定によりお願いするものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

財産収入の中の土地貸付料6,000円の減、土地一時貸付料2万1,000円の増、それぞれ確定と見込みによるものでございます。

それから建物貸付料につきましては30万円の減、確定により減額をするものでございます。

次の寄附金、一般寄附金24万9,000円の増ですが、実績分を増額計上いたしております。

続きまして、繰入金、財政調整基金繰入金5,400万円の増額です。歳入が不足する分について、増額をお願いするものでございます。

この補正後の基金残高は4億4,828万5,000円となるものでございます。終わります。

総務管理課統括主幹（高橋宏明君） 次の諸収入、貸付金元利収入、奨学資金貸付金元利収入につきましては、22年度分の繰上償還があったため、1名分増額するものでございます。

産業振興課長（大友信一君） 続きまして、農林水産業費の貸付金元利収入におきまして、肉用牛の特別導入事業貸付金の元利収入といたしまして、今回45万4,000円の増額をお願いするものですが、これは貸付牛の返納に伴う償還額でございます。終わります。

教育文化課統括主幹（大川由美子君） 次の学校給食費徴収金の138万6,000円の減額でございますが、昨年10月からの新型インフルエンザの流行により、学級閉鎖、学年閉鎖による食数の減と児童生徒の欠席による給食数

の減による、給食費の減額でございます。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 20ページ、21ページをお開きください。

雑入でございます。

職員成人病検診助成金4万5,000円の減は、確定によるものでございます。

引き続きまして、の雇用保険料被保険者負担金につきましては、見込みにより5万6,000円をお願いするものでございます。終わります。

総務管理課統括主幹（高橋宏明君） 11節研修館公衆電話使用料につきましては、見込みによる減額でございます。

教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の、それから⑦につきましては、今後の見込みによりそれぞれお願いするものでございます。終わります。

産業振興課長（大友信一君） 続きまして、②家畜防疫事務費補助金でございますけれども、これは確定により7,000円の減額をお願いするものです。終わります。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 次の④町債でございます。

総務債の中の一般補助施設整備事業債210万円の増ですが、地方債補正で説明いたしましたとおり、籠岳地区の情報通信技術基盤整備事業の国庫補助残に充当するものでございます。

続きまして土木債、道路整備事業債1,890万円の増ですが、同じく国庫補助事業の道路維持補修工事について、国庫補助金の残について充当するものでございます。終わります。

総務企画課長（菅原孝治君） それでは、22、23ページをお願いいたします。

人件費につきましては、全体的なことをご説明申し上げますが、人件費につきましては育休とか退職者の関係での補正でございまして、詳細につきましては58から60ページまでに載せてございますので、ご参照いただきたいと思います。

一般管理経費につきましてでございますが、本年度の実績及び見込みによりそれぞれ増減いたしております。職員研修経費につきましても、確定見込みにより減額をいたしております。

広報広聴費につきましても、これは広報の発行等でございますけれども、実績見込みにより減額いたしております。

管財一般経費につきまして、委託料につきましてもこれも実績により減額いたしております。

次のページをお願いいたします。

25ページでございますが、建築物定期報告業務委託料につきましても、実績により17万円ほど減額いたしております。天平の湯の改修工事の設計業務委託料につきましても契約差金でございます。

次の負担金補助及び交付金につきまして、その他負担金ということで地域振興公社負担金ということで2,000万円を計上いたしております。この件につきましては、繰越措置をさせていただいておりますが、きめ細かな臨時交付金事業ということで、現在工事が進められておりますけれども、そのほかに脱衣所、またはカーペット等、風呂場以外の部分につきましてのリニューアルオープンに向けての修繕工事が必要となりますことから、きめ細かな臨時交付金を利用いたしまして公社への負担金という形で支出するものでございます。

次の貸付金につきましては、ご承知のように天平の湯が10月中旬以降営業休止に陥っておりますので、これ歳

入で、当初予算で3,000万円の貸付金の返還金を見込んでおりましたが、営業休止ということで返還できないということで、今回貸付金を補正するものでございます。

次の庁舎管理経費につきましてでございますが、光熱費につきましては実績見込みでございますが、工事請負費で西庁舎ボイラー交換工事、庁舎床等改修工事、これらにつきましてはこれももう一つプレハブ等の新設工事もございますが、これらにつきましても繰越措置をさせていただいておりますがきめ細かな臨時交付金の対象事業ということで、今回取り入れるものでございます。なお、プレハブの新設工事の関係につきましては、町長の提案理由にもございましたように、旧水道課、役場の北側、総務課の裏の方になりますけれども、そちらの方の今ある旧建物を解体し、あそこに事務室兼会議室等、あと書庫、倉庫ですか、そういったものを含めた庁舎を新設したいということでございます。

なお、このプレハブの新設工事の関係につきましては、現在概算額で2,500万円ほど計上しておりますが、詳細設計、ただいまやっております、大変申しわけないのでございますけれども、最終日の方に追加提案という形でもう1回ご提案したいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

次の企画調整費でございますけれども、社会保険料、消耗品、そしてリース料の関係につきましては、実績見込みによる減額でございます。

備品購入につきましては、臨時雇用、緊急雇用の関係で使用いたしました草刈り機等の残金という形で減額させていただきます。

次の財政管理経費につきまして、消耗品につきましては今後の見込みでございます。

次の情報化推進経費でございますが、この中で特にご説明申し上げたいのは、役務費の表の手数料の電柱添架・共架申請手数料75万9,000円、そして工事請負費の地域情報通信基盤整備工事6,764万1,000円、そして電柱改修補強補償料1,260万円。これについて若干ご説明させていただきます。

定例会資料の2ページをお願いいたします。

この件につきましては、町長の提案理由の中でもご説明申し上げておりましたが、籠岳地区に地域情報整備ということで、今回新たな事業を実施するわけでございます。籠岳地区の通信関係につきましては、現在利用可能なADSLサービスが所有局、所有局と申しますのは太田の県道沿いにあります施設でございますが、あそこからおおむね4キロ程度の範囲に限定されております。そのほかの多くの地域、世帯でブロードバンドサービスが提供されていないという現状でございます。山間部とか農村部であり、採算性が低いということで、今後民間通信事業者によるサービスの拡大は望めないという状況でございます。西地区、東地区につきましては、それぞれNTTの方で事業者の費用でもって整備が完了されております。このため、町が光ファイバー網を整備し、電気通信事業者とIRU契約ということで、関係当事者の合意がない限り廃棄または終了させることができない長期安定的な契約ということでの契約をいたしまして、設備を町で整備してその幹線網を業者に貸し出しをするということでサービスの提供を行い、地域間における情報格差を是正し、生活の利便性を高めて、情報化社会の恩恵を平等に受けられるよう地域情報化環境の整備を図るということでございます。

整備区域につきましては、今、ごらんの資料に、2ページの資料に載せてございますが、籠岳地区全域でございます。太い線で引かれているものが新規の施設、光ケーブルのルートでございます。現在、全延で、現在詳細詰めておりますけれども約36キロでございます。そして、新規施設光エリアということで網かけにしている部

分が対象区域になるものでございます。

総事業費が8,100万円ということでございまして、ただいま歳入の方でもご説明申し上げましたが、補助金ということで2,700万円、交付金ということで5,184万円、起債で210万円、1台で6万円ですね、財源内訳でございまして。

次のページをお開きいただきたいと思います、イメージとしてご理解いただきたいと思います、前のページで幹線網を敷設するというのは、ここの3ページの表で出ておりますように、涌谷町という表示されている部分が町の守備範囲ということになります。今回整備する区間ですね、幹線用部分の光ファイバーの施設ということでございます。町内該当交換局（電話局）この表示が、ただいまちょっと説明いたしました太田地区にございますN T Tの交換局でございます。そこから、幹線ケーブルをそれぞれ電話柱に這わせて敷設するというものでございます。これが完成いたしまして、それぞれ個人でインターネットを申し込みいたしますと、通信事業者がその引き込み線の工事をします。そういった形になるかと思っております。この涌谷町で整備いたします幹線部分を通信事業者に貸し出しをして、利用していただくという形になります。

なお、今回の整備につきまして、実際に今後長期にわたって事業者はその部分を貸し付けるわけでございますけれども、ただ利用者数によってランニングコストがかかるおそれがございまして。と申しますのは、現在の協議の中では、加入数が183戸以上を超過しないと若干のランニングコストがかかるというように、今協議が進んでおりますが、当初予算の方にも若干その部分を計上させていただいておりますけれども、なるべく加入数をふやして維持費を少なくしたいということで、今後普及に努めていきたいと思っておりますし、これまで籠岳地区を対象にアンケート調査も実施しております。アンケート調査、無作為抽出でございましたけれども、大体6割の方が何とかできれば利用したいというふうなご回答をいただいております。そういった要望もございまして、今回国の助成もいただけるということで、財源的にも非常に一般財源の支出が少なく済むというような形で、今回籠岳地区にも平等にこういったブロードバンドのサービスが提供できるようにという形で事業をスタートさせるわけでございます。

ということで、予算書25ページにつきましては、それらの費用を計上いたしております。終わります。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次の26、27ページをお願いいたします。

行政区長関係経費で1万5,000円の減額でございますが、行政区長さん方の報酬、これまでの実績及び3月までの見込みにより減額をお願いいたしております。

次の、交通安全対策経費でございますが、交通安全指導員に要します報酬及び費用弁償につきまして、これまでの実績及び3月までの見込みによりそれぞれ増減をお願いいたすものでございます。終わります。

総務企画課長（菅原孝治君） 次の職員福利厚生経費につきましては、これまでの実績と今後の見込みにより、確定見込みでございまして、減額いたしております。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次の防犯経費でございますが、需用費の光熱水費につきましては、これまでの実績及び3月の見込みにより11万5,000円の増額、委託料につきましては、防犯灯台帳整備事業確定によりまして30万3,000円の減額をそれぞれお願いしてございます。終わります。

総務企画課長（菅原孝治君） その他諸費でございますが、町民バスの運行補助金につきましては、確定により90万9,000円増額するものです。

町民税務課長（齋藤正俊君） 次の徴税費の臨時事務賃金につきましては、緊急雇用対策事業の方で賃金をお願いいたしましたので、69万4,000円の減額をお願いいたすものでございます。賦課徴収費につきましては、財源の組み替えをいたすものでございます。終わります。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次の28、29ページをお願いいたします。

戸籍住民台帳事務費で1万7,000円の増額でございます。住民基本台帳カード作成業務に要しますこれまでの実績と3月までの見込みにより増額をお願いいたすものでございます。終わります。

総務企画課長（菅原孝治君） 次の選挙費でございます。

宮城県知事選挙につきましては確定により、それぞれ増減いたしております。

次の統計調査につきましても、それぞれ各調査の実績によりまして増減をいたしております。終わります。

健康福祉課長（安部政志君） 次の民生費、社会福祉事務経費でございます。役務費の手数料、それから次のページにまいりまして公用車重量税の減額でございます。これにつきましては、平成21年3月に日本赤十字社からはくあい号の寄贈がございました。それで、これまで使用してきましたバンのはくあい号が車検切れとなりますことから、廃車するものでございます。

次の28節の繰出金でございますが、いずれも国保会計への繰出金で、基盤安定、それから保険財政安定化支援事業繰出金につきましては、国庫補助金それから地方交付税の確定によるものでございます。

次の老人福祉費の在宅老人福祉経費でございますが、記念品につきましては緊急通報協力員の謝礼で執行残でございます。

次の補助交付金で540万円の減額でございますが、歳入でご説明申し上げましたグループホーム整備事業にかかるもので、名称変更、繰越措置に関連しての増減でございます。

次の22の3節の償還金につきましては、平成20年度の補助金確定に伴う返還でございます。

次に、敬老事務経費におきまして、記念品については敬老会での記念品で確定に伴う減額でございます。

次の老人ホーム措置経費で、委託料でございますが、単価改正及び介護加算による増額をお願いしてございます。

次の介護保険対策経費につきましては、介護保険それから介護支援会計への繰出金でございまして、それぞれこれまで実績と今後の見込みによりまして減額をするものでございます。終わります。

町民税務課長（齋藤正俊君） 次の後期高齢者医療対策経費でございますが、繰出金の後期高齢者医療保険基盤安定繰出金については、歳入でご説明いたしました県の負担金に町の負担金を加算した41万円を増額いたすものでございます。

後期高齢者医療保険事務費繰出金については、特別会計の事務費の確定見込みにより19万円の減額をいたすものでございます。終わります。

健康福祉課長（安部政志君） 次の在宅障害者福祉費の補助交付金については、確定によるものでございます。

次のページにまいります。

障害者自立支援費におきまして、補助交付金でございますが、通所サービス利用者が増加しておりますので、増額補正をお願いしてございます。

次の扶助費でございますが、事業運営円滑化事業につきましては、新法への移行事務に係るもので確定による

減額、それから自立支援利用者軽減事業でございますが、町単独事業でございます、見込みにより減額をお願いしてございます。

次の児童福祉総務費の児童手当支給経費におきまして367万5,000円の増額でございますが、歳入で申し上げましたように、平成22年度実施が予定されております子ども手当のシステム導入に係る費用でございます、6月の支給に向けて準備を進めてまいるものでございます。終わります。

教育文化課長（久道章夫君） 次に保育委託経費でございます。

委託料の減額分につきましては、国県から歳入のところでご説明いたしました。基準額が4月にさかのぼって減額となったことによるものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、県からの補助金と連動したもので確定及び確定見込みによる増額をお願いしてございます。

健康福祉課長（安部政志君） 次の子育て応援特別手当支給経費におきまして、償還金37万2,000円の増額でございます。これにつきましては、平成20年度に補正措置を行い、平成21年度に繰り越しをいたしまして、子育て支援特別手当の支給を行ってまいりましたが、それに係る事務費分について返還金が生じておりますので、今回増額をお願いするものでございます。

教育文化課長（久道章夫君） 次に、児童館費でございます。児童館運営事業経費で、旅費及び役務費につきましては年度末までの見込みで増額をお願いしてございます。

備品購入費につきましては、先ほど繰越明許費のところでご説明しました涌谷第一小学校学童クラブ用の冷房機の購入代でございます。

保育所費でございます。次のページをお開きください。

保育所管理経費でございます。報償費につきましては確定による増、それから需用費、役務費、ほかにつきましては年度末までの見込みで増額をお願いしてございます。

備品購入費の炊飯釜等の購入費でございますけれども、故障により炊飯釜、それからワイヤレスマイクを購入しようとするものでございます。終わります。

健康福祉課長（安部政志君） 次に、衛生費でございます。

保健衛生事務経費におきまして、役務費、手数料で健康管理システム保守管理手数料51万5,000円の減額でございますが、これにつきましては、健康管理システムの導入について繰越明許をお願いしてございます。当初年度内完成ということで、完成後の保守管理を予定してございましたが、繰り越しに伴いまして全額減額をするものでございます。

次の、備品購入費でございますが、医療福祉センター事務待合室の方への設置、それから役場庁舎町民室への自動血圧計を設置いたしましたけれども、執行残について減額をするものでございます。

次のページ、地域医療対策経費におきまして、大崎広域病院群輪番制事業負担金につきましては、確定による増額をお願いするものでございます。

建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 次に、生活排水処理施設経費、負担金補助及び交付金でございますが、歳入でご説明申し上げました合併処理浄化槽の設置件数が11基と確定いたしましたので、減額をお願いするものでございます。

健康福祉課長（安部政志君） 次の疾病予防対策事業経費でございますが、健康手帳印刷に係る執行残でございます。終わります。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次の塵芥処理経費で28万円の減額でございますが、町内一斉清掃事業の関係処理業務確定により減額をお願いするものでございます。終わります。

議長（大橋信夫君） 昼食のため、1時まで休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

議長（大橋信夫君） 再開します。

説明を続けてください。

総務管理課統括主幹。

総務管理課統括主幹（高橋宏明君） それでは、予算書の38ページ、39ページをお開きいただきます。

4項1目医療福祉センター費につきまして、3節の職員手当等から13節委託料につきましては、年度末までの見込みにより減額するものでございます。

15節工事請負費につきましては、きめ細かな交付金に係るもので、医療福祉センターの深井戸改修工事189万円、健康福祉棟内外壁の補修工事1,650万5,000円で、執行につきましては全額繰り越すものでございます。

次の世代館研修館運営経費、需用費及び次の40ページ、41ページの委託料につきましては年度末までの見込みで減額するものです。

15節工事請負費につきましては、きめ細かな交付金に係るもので、現在防水工事を行っております研修館浴室のタイル張りかえ並びに排水管の改修工事に係るものでございます。

それから、健康パーク管理経費は契約差金の減額。病院対策経費は、交付税等に係る分を増額するものでございます。以上です。

産業振興課長（大友信一君） 次に、農林水産業費でございますが、農業費のうち農業振興費から農地費までは、それぞれ確定により補正をお願いするものですけれども、畜産業費のうち肉用牛の特別導入事業基金積立金45万5,000円につきましては、これは先ほど歳入でもご説明を申し上げましたけれども、返納金を基金に積み立てるものでございます。終わります。

教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次に、43ページにまいります。

農村環境改善センター運営経費でございます。需用費につきましては、今後の見込みにより減額をお願いするものと、それから修繕料におきましては地域活性化・きめ細かな臨時交付金で実施するものでございますが、改善センター前の階段、それから通路等のタイルが破損いたしておりますので、全額を翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

産業振興課長（大友信一君） 次に農村整備事業費でございますけれども、修繕料で今回27万3,000円をお願いするものですけれども、これにつきましては農免道路のアンダーパスに設置しております排水用のポンプに接

続している逆流防止のための弁が破損しておりまして、今回修繕に要するものでございます。

次に、農業集落排水事業の特別会計繰出金でございますけれども、146万5,000円減額をお願いするものでございます。

続きまして、水田農業構造改善対策事業経費、それから林業振興対策経費のうち、森林公益機能回復モデル林造成事業負担金につきましては、それぞれ今後の見込み並びに確定によりお願いするものでございます。終わります。

教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の勤労青少年ホーム運営経費でございます。次のページにわたりますが、今後の見込みによりそれぞれ減額をお願いするものです。終わります。

建設水道課長（菊地 満君） 続きまして、土木総務費でございますけれども、木造住宅耐震診断委託料244万8,000円でございますけれども、歳入で申し上げましたが18戸分の増額をお願いするものでございます。

次の道路橋りょう費、これは負担金でございますけれども、確定により減額をお願いするものでございます。

それから、次の道路台帳整備事業費の委託料でございますけれども、執行残の減額をお願いするものでございます。

続きまして、道路維持補修事業費3,043万円の増額をお願いするものでございますけれども、7節の賃金、それから委託料、それから使用料、賃借料でございますけれども、これらにつきましては緊急雇用対策で確定によりまして減額をお願いするものでございます。

それから需用費、それから工事請負費でございますけれども、先ほどご説明申し上げましたけれども、消耗品、事務費の組み替え、それから工事請負費におきましては、増額をお願いするものでございますけれども、繰越明許費でご説明申し上げましたが、公共投資臨時交付金の振りかえ、それから経済対策交付金の関係でそれぞれ増額をお願いするものでございます。

次の、道路新設改良費でございますけれども、次のページ、46、47ページをお開きください。

工事請負費におきましては、補助分の確定により減額をお願いするものでございます。

それから、道路橋りょう維持費でございますけれども、工事請負費におきまして300万円の増額をお願いするものでございますけれども、これにつきましては桜町裏の水路にかかる橋のかけかえを予定するものでございまして、これはきめ細かな臨時交付金により行うものでございます。

それから、次の下水道建設費でございますけれども、繰出金で337万8,000円でございますけれども、これにつきましては、事業費の確定により減額をお願いするものでございます。以上で終わります。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次の非常備消防経費でございますが、報酬から役務費までこれまでの実績及び3月までの見込みによりそれぞれ増減をお願いいたしますものでございます。

次の消防施設維持経費でございますが、需用費の消耗品及び修繕料につきましては、防災行政無線保守点検の結果、携帯無線のバッテリーの交換及び修繕が必要との指摘を受けましたので、その改善に要する費用をお願いしております。役務費につきましては、保守点検の契約差金の減額をお願いするものでございます。

次の消防施設整備事業費で18万5,000円の減額でございますが、負担金確定により減額をお願いするものでございます。

次のページ、お願いいたします。

水防費でございます。今後の見込みにより減額をお願いするものでございます。

次の地域計画策定経費でございますが、今年度防災水防会議を2回予定しておりましたが、1回で済みますことから委員の報酬及び費用弁償1回分について減額をお願いするものです。また、委託料につきましては、洪水ハザードマップ作成契約業務の契約差金について減額をお願いするものでございます。

次の災害対策経費でございますが、9月定例会におきまして4行政区に要します支援補助見込額の増額をお願いいたし、6行政区への支援を見込んだところですが、行政区に対する支援補助見込みとなりましたことから、1行政区分にかかります17万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次の国民保護経費でございますが、国民保護協議会を開催する要件等が今年度ございませんことから、報酬及び費用弁償の全額を減額いたすものでございます。

それと歳入でご説明申し上げました全国瞬時警報システム整備事業経費につきまして、工事費で歳入同額をお願いいたし、全額繰越措置をお願いするものでございます。終わります。

教育文化課長（久道章夫君） 教育費に入ります。

事務局経費でございますけれども、の非常勤職員報酬につきましては確定による減額でございます。

次のページ、51ページ、役務費、それから使用料及び賃借料につきましては、確定による増減でございます。

備品購入費の3点につきましては、それぞれ経済危機対策交付金予算化しておりましたものの、契約差金について減額をいたそうとするものでございます。

それから、負担金補助及び交付金につきましては、確定によるものでございます。

子育て支援経費につきましても、それぞれ確定による減額でございます。

小学校費の学校管理経費でございます。需用費の方で修繕料320万円ほどございますけれども、先ほどの繰越明許の一覧表にもございますけれども、きめ細かな臨時交付金ということで、涌谷第三小学校のランチルーム、屋根の塗装、それから涌谷第二小学校の火災報知器の修繕等に係る費用を計上してございます。屋根については夏休み、火報については早急に対応したいと考えてございます。

それから、役務費、委託料につきましては確定並びに契約差金、小里小学校校舎耐震設計業務委託料につきましては、契約差金でございます。

教育振興費の需用費については見込みで増額をお願いしてございます。

次に、負担金補助及び交付金、涌一小的マーチングバンドにつきましては、額の確定による減額でございます。

次のページの53ページですけれども、中学校費の学校管理経費でございます。委託料、検診委託料につきましては確定による減額をお願いするものでございます。

それから、幼稚園管理経費、賃金につきましては病気休暇となった職員の代替として臨時の職員を2カ月分お願いしているところでございます。

それから、旅費・需用費の燃料費については不足が見込まれる分について増額をお願いしております。

修繕料の322万7,000円ですけれども、これも繰越明許となるものでございますけれども、きめ細かな臨時交付金で南幼稚園の部屋の塗装、それから籠岳幼稚園の屋根塗装と修繕をお願いしてございます。工事については、これも夏休み中に行う予定にしております。終わります。

教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の公民館運営経費でございます。

報償費・旅費・役務費につきましては今後の見込みにより、それぞれ減額をお願いするものでございます。

修繕料につきましては、公民館の2階ホールの非常照明灯の修繕のため146万2,000円を増額いたしまして、事業費を翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

次、資料館管理経費の賃金につきましては、4月からの開館に向けての準備に要する賃金が不足が見込まれますことから増額をお願いするものです。委託料につきましては、事業の確定に伴いまして減額をお願いするものです。

次の、54、55ページをお願いします。

保健体育事務経費でございます。今後の見込みより、それぞれ減額をお願いするものです。

教育文化課統括主幹（大川由美子君） 次の給食センター運営経費 賄材料費の138万6,000円の減額でございます。歳入の学校給食費徴収金でご説明申し上げましたが、新型インフルエンザ等で食数の減による賄材料費の減額をお願いするものでございます。終わります。

教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の、体育施設管理経費で光熱水費、委託料につきましては、今後の見込みと工事請負費につきましては、事業確定に伴うそれぞれ減額をお願いするものです。備品購入費におきまして、涌谷スタジアムの所長印を作成のため、増額をお願いするものです。終わります。

建設水道課長（菊地 満君） 次の公共土木施設災害復旧費でございますけれども、事務費の消耗品につきましては補助分の組み替えでございます。それから委託料10万5,000円の減額でございますけれども、これも確定による減額でございます。

それから、工事請負費これにおきまして、執行残額の確定によるものでございます。

総務企画課長（菅原孝治君） 最後に予備費でございますけれども、歳入歳出予算調整のため91万9,000円を減額するものでございます。以上で、説明を終わります。

議長（大橋信夫君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。10番。

10番（長崎達雄君） 地域情報通信基盤整備についてですが、さっき課長の説明ですと西、東地区は通信事業者によって整備が完了しているという、そういうお話がありました。そうすると、涌谷町全域がこの光通信利用できるわけなのですが、エアポケットのように、まだ西地区でも利用できないところあるのです。というのは、私が住んでいる下川原町が抜けているのです。上川原町、追廻、長柄町が全部利用できるのですけれども、そういうエアポケットがあるのです。

ですから、町を通してやはり通信事業者というN T Tの方に働きかけをしてほしいなと、そう思うのですけれども、いかがですか。

議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

総務企画課長（菅原孝治君） 確かにそういう箇所が出るやに聞いております。

その件につきましても、今回笹岳地区の事業を発注するわけでございますけれども、契約先はN T Tでございますので、そこら辺についても十分調査いたしまして、対応できるように指導していきたいと思っております。

議長（大橋信夫君） ほかに、1番。

1番（杉浦謙一君） 消防費ですが、災害対策費の中の全国瞬時警報システム受信機設置工事178万5,000円、全

部国費というふうになってますけれども、このシステム受信機の具体的な説明、どういうものなのか。あと目的はどういうものなのか、伺いたいと思います。

議長（大橋信夫君） 町民税務課統括主幹。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 具体的には、歳入の方で申し上げましたけれども、涌谷町の場合ですと国の方からの情報等を受け入れる受信機と、それらのモニター等に要しますパソコン、それらのシステムを設置する工事にかかります費用の3項目が涌谷町の場合の経費対象となります。

それで、国の方で、今回この事業を取り入れましたのは、国民保護関係でさきの北朝鮮関係の飛行物体ですが、そういう等の情報等に、前にはエムネットということで通信等を行いましたが、今度の整備、通称ジェイアラートというものでございますが、それによりまして数秒間において各市町村の方に伝達できるというようなことを図るために、従来のもに増して高度なものを開発し、全国に整備するというような計画ということで聞いております。

議長（大橋信夫君） 1番。

1番（杉浦謙一君） これはほかの自治体ですと、防災無線を通じて自動的に町民、住民の方に知らせるといふようなシステムですが、涌谷町の場合は防災無線はないわけですから、一体だれに知らせるのかということと、一つ問題なのは、いろいろと使っている自治体はかなり誤報があるというのが、このシステムのトラブルが発生しているということなのですけれども、そういった、これも大分この間のチリの大津波のときにも神奈川県では誤報があって、大分混乱しているということも聞いておりますけれども、こういったのは実用的なのかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

議長（大橋信夫君） 町民税務課統括主幹。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 第1点目の、確かに当町におきましては同報系のものを設置しておりません。設置しているところでは、去年ジェイアラートを使いまして、同報系無線を通じて住民の方に情報を提供するというふうになっております。今回につきましては、その前の段階の各市町村での地震部分までの町村にあってはその部分、同報系を利用してやる部分につきましては、既に設置している部分につきましては、今回の高度化というような部分を取り上げて、それにも対応するような部分で補助で改修等についても国の方で見るといふようになっているようでございます。

誤報につきましては、確かに私もインターネットから見ますと、何か今回の件でも6件ほど市町村にあったというのは知っておりますけれども、ただその点につきましては、詳しいことはわかりませんが、国の方ではそういうこと等も考慮しまして、今回高度化を図るといふような部分も含めまして開発の方に力を入れていると思っております。以上でございます。

議長（大橋信夫君） 1番。

1番（杉浦謙一君） ジェイアラートですけれども、地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報というのが気象庁から各自自治体に伝達されるシステムだというのは、私も聞いております。

地震ならばNHKで緊急地震速報があると。気象情報ですと、あらかじめ予報はできるわけでありまして、自然災害のためにあるのであればこのジェイアラートは余り必要ないと。その弾道ミサイル、ミサイルやテロといった情報に関して、多分、国がそれに力を入れているのだと思いますけれども、これも新聞で、報道されて

いるものなのですけれども、福井県美浜町での誤報というのはかなりひどいものでして、「ミサイル発射情報、当地域にミサイルが着弾するおそれがあります」ということで、防災無線のスピーカーから地域の人たちにサイレンとともに緊急速報が流されたということで、大分パニックになったということが、去年の6月30日なのですけれども、それからやはりその地域の人たちはパニックに陥るといった、これが本当に自然災害のためというよりは、確かにテロとかミサイルとかのことだと思えるのですけれども、実際に、本当にミサイルが飛んできてというのが必要なかというのが不思議なことであります。

もう一つ聞いておきたいのですが、これは千葉県の話ですけれども、子供たちをジェイアラート、これ最先端の地域なのですけれども、そういった地域にテロの、これ千葉県といっても海側の地域なのですけれども、房総半島の一地域なのですけれども、富浦町というのがあるのです。ここでもテロ対策の訓練が行われると。小学生を巻き込んでのテロ対策の訓練をやっているということで、国籍不明のテロリスト数名が大房岬というところ、この町にあるのですけれども、上陸するのが目撃通報されたということで、このジェイアラートを使っただけの訓練をしたと。そういったことを考えますと、今後こういう受信機が当町にも設置されますと、子供たちを巻き込んだそんな訓練をするのかということなのですけれども、今後そういう考えはあるのか聞いて3回目の質問にいたします。

議長（大橋信夫君） 町民税務課統括主幹。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 当町におきましては、国民保護法等の関係でいきますと、主になるのが宮城県であれば県が主体になります。市町村につきましては、それは援助といった方がいいのですかね、そういうような方に回るのが主なものになっております。

それで、今、議員おっしゃったテロ対策等の訓練等ということでございますが、担当としてはそこまでの訓練等については専門的な部分もありますので、今、現在のところではそういう部分までに考慮した訓練等というのは、逆に言うと大変恥ずかしいことかもしれませんけれども、そこまでの対策ができないというのが、私の考えでございます。ただ、国が今回こういうことを整備した段階で、一斉に訓練とかそういうものを実施するというようなことであれば、それらに対して情報が流れているとか、何かそういう部分の伝達訓練とかについては、参加せざるを得ないと思っております。

議長（大橋信夫君） ほかに、11番。

11番（遠藤稔雄君） 2点ほどお聞きします。

先ほど緊急地域雇用創出特別対策事業補助金の1,400万円減額、これ県の査定において申請が対象外になったということで、ちょっと聞き漏らしたのですが、時期的なものだったのか、申請事項での違いがあったのだから、その辺。なぜ、そういったような結果になったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、学校給食でありますけれども、その歳入の給食費徴収金と歳出の給食センター運営経費で、どちらも同額ということで多分給食減った分と、それに見合った賄いで当日休んだ分も徴収されるのかなということですが、ちょっとこれ不安なので、そういった形の中で経理がされているのかお聞きしますが、と同時に、昨今のこういったような経済的な不況の中で、離職者とかあるいはいろいろな産業活動の中で所得が減ってその親御さんからの滞納額、給食費の滞納額がふえていなければよいかと心配しているところがございますので、せっかく学校給食費の徴収金のこともございますので、その辺もあわせてご答弁をいただきたいと思

います。

議長（大橋信夫君） 総務企画課統括主幹。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 緊急雇用対策の補助金の質問でございます。

緊急雇用対策につきましては、当初21、22、23年の3カ年の事業ということで説明を受けておりました、その年度間の流用といいますか事業の移動は可能だという、そういう説明のもとに出発したものでございます。当町におきましては、21年度当初で300万円計上いたしまして、結果的には当初5～6人しか見てなくて実際は応募したところかなりの数になりまして、先ほど説明しましたように4月1日から18名雇用したわけでございます。それで、当初300万円では足りないということで、5月で1,200万円ほど増額したのですけれども、この増額しまして変更申請したのですが、この変更申請部分につきまして、当初の説明とは最終的に違う判断をされまして、変更分については4月1日に着手しているのが事前着手だというような、そういう判断をされたものでございます。異議を唱えましたが、これは国の方のそういった説明ということでございまして、結局単独事業になったといういきさつでございます。終わります。

教育文化課統括主幹（大川由美子君） 給食費の賄材料費の減額でございますが、給食費についてはもともと賄材料で賄っておりますので、その食しなかった分の材料費の減額に当たるわけでございます。

あと、給食費の未収の件でございますが、昨年度におきましては50万9,000円ほどの未収がございましたが、今年度におきましてはその分について21万8,000円ほどの納入がございました。

21年度の分においては、5月31日までの出納閉鎖までの徴収努力いたしますので、各学校の方にその徴収の方をお願いしているところでございます。

議長（大橋信夫君） 11番。

11番（遠藤稔雄君） 最初、緊急地域雇用でございますけれども、聞いておりますと受けとり方の相違というよりも、なかなか直接国の考えとこちらの受け取り方がずれているということで、私は地元の議員でありますから町の皆様の努力を信じるわけでございますけれども、ただ問題なのは、こういう非常にありがたいような事業が国の方から降ってまいります中で、こういったようなことが再三続くようでは、いざとなると本番のときに見解の相違というのがありますと、町単独事業、今回1,200万円でしたけれども、何とかこの総予算60億の中で吸収できるのかなと思いますけれども、こういったことが金額的に大きくなったり、あるいは事業数が多くなってきたりすると、本当に国とのあるいは県との考え方、受けとり方の違いがどこまで詰めれば本当にやれる事業なのかなと心配でございます。本来の町として予算執行上に大きな狂いが出てくると、そういう心配をしておりますので、今後このようなことに対して担当課としては、今回含めてもちろん十分にその対応というものは考えていると思いますけれども、その辺の今後のこういったコンセンサス、対応の仕方をお示しいただきたいと思います。

給食センターの方でございますけれども、最初の質問もわかりました。現在、滞納額があっても21万8,000円の納入があったということで、今年度分は5月の出納閉鎖までははっきりわからないといいますが、金額的なものはともかくとして、こういった中で払うに払えない家庭が多くなっていないのかなという、その趣旨の心配でございますので、もしその傾向がわかりましたならばその時点での、現在時点での傾向といいますが、ならば変わらないよというのであれば安心するのですが、そういったようなご答弁をいただきたいと思っております。

議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

総務企画課長（菅原孝治君） 緊急雇用に関する補助金の減額補正でございました。

本当に今回、昨年の21年の、20年度この補正から始まった緊急経済対策の関連の緊急雇用ということで、非常に慌ただしい中で予算措置をし、事業を執行するという状況でございました。ただ、4月に入りまして、そして政権も変わったということで、なかなか情報をつかめない部分は多々ございました。その点については、今後気をつけていかなければいけないというふうに思っておりますし、我々非常に反省点として、国、県の情報のつかみ方、県からの話の受け方、そういったものについて、やはり一つ検証することが必要だろうということで、確認には確認を取って、実施していきたいというふうに思っております。

本当に、今回20年度の末から21年度の当初にかけましては、非常に、当初は県、国の話では何でもいから出してくれというような話もございましたし、そういった中での対応ということで、非常に反省点としては再確認をしながら事業を進めるということを肝に銘じて、これから進めていきたいと思っております。

議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

教育文化課長（久道章夫君） 給食費を払えない家庭がふえているかどうかということでございます。今回当初予算の算定で出てきていることですが、準要保護児童生徒がちょっとふえています。その給食費につきましても、準要保護家庭になればそちら、国の方からの歳入があるということで、町の歳入歳出には特に出るものではないですが、議員ご質問の動向といいますか傾向はどうかということであれば、ふえているということでございます。

議長（大橋信夫君） ほかに。13番。

13番（笹木健一君） 歳入の地方交付税についてお伺いしますが、当町の置かれている財政事情、そして病院経営の状況からしまして、一口で言えば非常に助かると、一口で言えば非常に助かると、こういったようなことでございます。そして、お聞きしますが、あるいは担当課の方でも情報といいますか、そういうものを事前につかんでおいたのか、予測しておいたものかどうか。まず聞いておきたいと思っております。

議長（大橋信夫君） 総務企画課統括主幹。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 今回の地方交付税の特別交付税の算入分のこの金額ということでよろしいですね。

これにつきましては、特別交付税につきましては、12月と3月と2回交付決定されております。

それで、今回この4,756万円につきましては、12月に算入された分に含まれていた内容でございます。今までは対象にうちの病院はなっていなかったのですが、今回新たに対象になったということで、このたび増額補正をお願いしたものでございます。

議長（大橋信夫君） 13番。

13番（笹木健一君） 私も十分には知っていないと思っておりますが、いわゆるこれ特別交付税というものでございまして、この特別交付税の性格からしますとずっと永続的にこの率で交付されるものか、あるいは特別交付税も地方交付税の中の一部だということだと思いますので、これがどのような形にこれから永続的に交付されるものか、あるいはその時々によって変化するものか。不採算地域に当てはまるということで、特殊性というか、地域特性を加味した交付税だと思いますので、このまま続くのかなという思いも思いますが、不安

なものですから聞いておきたいなと、このように思います。

議長（大橋信夫君） 総務企画課統括主幹。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） この特別交付税に算入されるこの部分の算入がこの後もどうなるのかということだと思うのですが、1年2年で変わる話ではないというふうに思っております。ただし、いつまで続くのかという問いにもはっきりとしたことは申し上げられないということでございます。

と申しますのは、ご存じのように国の状況がかなり逼迫した状況になっておりまして、地方交付税は地方固有の財源とは言われつつも、やはり国の財政状況を反映したもので地方に来るものですから、希望としましてはせつかくこういった制度になったわけですから、継続していただきたいし、できれば拡充もこの後望むものではございますけれども、ただそれはあくまでも思いでございまして、なかなか思ったようには、市町村レベルで思ったようにはならないのかなという思いでございます。ただ、継続していけばいいなという、そういう気持ちであります。

議長（大橋信夫君） 13番。

13番（笹木健一君） 思いは同じでございます。いずれにしましても、この厳しくて油断のできない今の病院の運営状況からしましても、現在は改革プランに基づいて全部適用という形で新たな気持ちで立ち向かっていているわけでございますけれども、このようなときにこの交付税措置は非常に重い意味がありまして、運営に対する大きな関係者の励みにもなるのではないのかなと、このように私は考えております。

このようなことで、町長には私はそのように町と病院との思いはこういうものではないのかなということ、今一部申し上げましたけれども、これに対する町長の考えも同じだか、もしかしたらもっと上回った気持ちを持っておられますか。そういうことをお聞きしたいと思います。

さらに、これは永続するものではあるとは言えないということでございますけれども、この点についても町長はさまざまな立場で、国、県の方にも進言する機会が多いと思っておりますので、この部分についても今後安心して健全運営に取り組めるような土俵づくりを、町長の立場で上部に進言をしてもらいたいなと、このように思っておりますので、その二つについてお話をいただきたいと、このように思います。

議長（大橋信夫君） 町長。

町長（大橋荘治君） それでは、丘の委員でございますから、いろいろとご心労をかけておりますことに対しまして、まずは御礼を申し上げたいと思います。さらにまた、病院改革プランの委員としてこれまたお仕事をちょうだいいたしまして、まずもって御礼を申し上げます。

交付税の関係については、恐らく笹木議員も議員になる当時は、酒税あるいは法人税、所得税の36%かなといったふうなことで、法定3税といったふうなことでいただきまして、6%は特交、特別交付税であったわけでありまして、今回消費税が出た際に2税が加わりましてたばこ税、そして消費税の1%が町に来ること、今は法定5税と申し上げておりますが、いずれにしても特別交付税の当時の決め方は、普通交付税プラス6%の特別交付税だと、そんな感じでとらえております。

今回、医療法の改正によりまして、いわゆる地域医療等々で頑張っている町村、あるいは病院、あるいは産科・小児科・整形外科・救急等については、これは非常に点数が大きくなりましてその点については救急病院等は、今度新しく出ようとしている大崎市の病院内に建設される予定の救急病院等々については、これはもし

かしたら今の状況であると黒字に転換するであろうと、そんな感じでとらえているわけでございます。

今回の、10年ぶりでの0.19%の診療報酬が上がるといったふうなことで、10年ぶりのこれまたプラス改定といったふうなことでございまして、それらのことをかんがみながら、そして今度は常勤の整形外科あるいは内科等々も涌谷町に来ていただいて、常勤でありますから今回恐らく病院会計はお二人の方が来ないでの計数をはじいたわけでございますので、恐らく今回の場合でありますとおおむねうまくいくのではないかと、そんな心境であります。

今回の特別交付税については、不採算地区等々についてもある意味で地域医療で頑張っているところにもこういうふうな形で来たのではないかと。そんな感じを抱いておりますので、ご案内のとおり日本のお医者さんは幾らいるかということと27万8,000人ほどおりまして、毎年6,000人から7,000人のドクターが生まれておりますが、しかし反面、その方の7万8,000人の方の死亡あるいは廃業等々でいわゆる遠隔地等々にはお医者さんは来ないということで、麻生内閣の時代におおむね27万8,000人のお医者さんプラス約700人学生さんをふやすといったふうなことで、例えば東北大でありますと定員110名に対して東北大にはプラス10人といったふうなことで、東北大でも非常に四苦八苦しているようでございますけれども、最終的には圧縮受けて、そして地域の医師不足のところ何とかしなきゃないといったふうなことで、700人ほど医学部の定員がふえたようでございます。しかも、それもあしたにこのことについてお医者さんが来るかということ、恐らく下の代になるまでは12年ぐらいかかるであろう、そんな感じでとらえております。いずれにしても、やはり地方へのお医者さんがなかなか来てくれないといったふうなことは、非常に痛切な問題として、我々の町村のようなどころには本当にお医者さんが来ること自体に随分手当を考えたわけでありまして、なかなか容易に来てくれないと。その裏は何かということ、勤務医そのものについては朝から晩まで、本来でありますと8時間労働、あるいは7時間30分労働でございますが、恐らくそこまで頑張っていらっしゃって、いわゆる医者に対する過重負担が非常に大きいといったふうなことでございますので、その件について勤務医の方々は来ないといったふうなことを、そしてまた勤務医の場合等報酬を見ますと年間1,200万円くらいだと。民間の場合でありますと、恐らく1,800万円から2,000万円超えるであろうといったふうな、そういう格差もあるわけでございますので、今回の診療報酬の改定はその辺も見越していただいたといったふうなことで、町長としては安心をしております。

丘の運営委員会のときは、宮城県には私、ちょっと数字勘違いしまして、今、現在宮城県には人口10万人に対して123名のドクターの数でございまして、全国では非常に低いランクにいるといったふうなことでございますので、このことについて、やはり何と言っても県との連携をさらに密にしながら、そして東北大がすぐそこにあるわけでございますので、東北大との連携プレーもうまくやっていかなければいかんといったふうな、町長の考え方でございます。

本来でありますと、うちのセンター長は自治医科大学の第1期生でございまして、そして同窓会の会長さんにもなっているようでありますので、できれば自治医科大学から涌谷町に来ていただけるような環境を整えたいと思っても、なかなかこれもまた無理なようでございますので、1本づりの方がかえってむしろいいのかと。

今回、いわゆる整形外科の常勤については私とセンター長が知事にも会ってみたいといったふうなことで、中村先生にアポをとっていただいて、たった15分でございますが、15分の中で町長の方は立ち通しで5分間お話を申し上げていたところ、知事は町長は背に腹はかえられませぬねといったふうな、そういうお話をちょうだ

いいたしまして、今回おいでになるということになったので、今後ともなお一層県との連絡を密にしながら、ドクターの数が多ければ多いほど患者さんにもご利用いただくといったふうなことでございますので、その方向づけで来年度に向かっても、あるいは再来年度に向かっても県とのパイプを太くしていかなければいかんといったふうなことでございますので、本当にお医者さんを探すのにセンター長も町長も苦労しているわけでございます。たまたま今回のこの話で恐らく通ったのかなと思うのですが、宮城県の病院は34の自治体病院がございまして、そしてまた国保病院、涌谷町のように国民健康保険病院は10病院ございまして、それぞれ34の市町村の中に診療所が6施設、あるいは国保病院10病院のうちの診療所は6つといったふうなことでございまして、そのたまたま会長をやらせていただいて、23日は自治体病院開設者協議会の、私の方からいわゆる病院経営等々についての研修会を催す予定でございます。恐らく、古川市立あるいは仙台市立病院等々の公の病院の院長、あるいは事務局長あるいはその他の看護部長等々も来ると思うのでありますが、私はちょうどごあいさつを申し上げて、あと東京に出発しなければいかんのでありますが、そういう関係のことをお話し申し上げて、知事も背に腹をかえられませんか、今までは本当は遠慮していたのです。会長でありながら、皆さらっていったなと思われるために遠慮しておったのですが、思い切ってお話をさせていただいて、本当に気持ちのよかったご返事をちょうだいしたわけでございますので、何回も申し上げますが、県とのパイプも太くしていかなければいかんといったふうな気持ちでありますので、よろしくその点については、ご理解をいただきたいと思っております。

何で私はそういうことを言うかという、過般の全国の国保診療開設者協議会で先生の方からいろいろと話を聞いて、資料をちょうだいしてまいりました。例えば、地域の連携、大崎市を中心にして新市何だかの宣言ですね、あの宣言の中もこの資料の中に入っておりますが、ドクターが足りないときはお互いにこれまで連携プレーをして、例えば大崎市から涌谷町国保病院に今の研修生を送っていただくのも、大崎市は30人も40人も来ています。その中であって、大崎市民病院から涌谷町の病院に研修に来ている学生さんは2名ぐらいかな、であつても先ほど申し上げた地域の連携といったふうなことで、今回は恐らく大崎市とのドクターの連携プレーを取れば、気持ちよく涌谷町にも研修生を送っていただくであろうと、そんな気持ちであります。

例えばであります、救急搬送した時間等々についても、あるいは地域連携、夜間の休日診療等々についてもいろいろとこの中であって点数も非常に高くなったようであります。やはり慢性期の方はある意味では安いのでございますが、急性期の方は非常に点数が高く、涌谷町も救急の指定を受けておりますので、年内に30～40人は来るであろう、来ているであろう、そんな感じでとらえながら試算をしていくと、ある意味でとんとんぐらいにはなるといったふうな感じを持っておりますので、センター長にもお話を申し上げましたが、何せ200床以下の中小病院はこの市町村の病院も非常に経営が厳しいわけでございますので、その点についても厚労省で出した資料の中に随分入っているようでございますので、後でちょっと厚いのでありますが、本来でありますと皆さんにお配り申し上げてこの中身も知っていただきたいのでありますが、今の私の知っている範囲で申し上げさせていただいたわけでございます。

最後になりますが、いろいろと丘の運営委員あるいは改革プランの委員として懸命にこれまた涌谷町の将来の医療のあり方についてご指導、ご協力を賜っておりますことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げながら答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（大橋信夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 7 分

再開 午後 2 時 0 6 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

議長（大橋信夫君） 再開いたします。

ほかに。8 番。

8 番（大泉 治君） 1 点だけお伺いします。

道路橋りょう費の中で、補修工事等々で公共投資という臨時交付金に含まれないながらも、公共投資として起債の方で2,100万円、町債この中で上げておりますが、これはわざわざ公共投資とした部分、そしてまた公共投資の割り増し分でありますよというふうにした部分で、その起債にかかわる、恐らく何らかの交付税措置がなされるのだろうなというふうに理解しておりますが、その辺のところをご説明お願いしたいと思います。

議長（大橋信夫君） 総務企画課統括主幹。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 道路に関する起債でございますけれども、今回、土木債の方で1,890万円増額いたしまして、12月補正だったかと思うのですけれども、そのときに210万円ほど予算を計上しております、合わせて2,100万円になるものでございます。それで、この部分の起債というのは、ただいま議員おっしゃいましたように、交付税算入で30%の償還に対する算入が見込まれているものでございます。終わります。

議長（大橋信夫君） 5 番、手を挙げるときは座席番号言ってください。

5 番（伊藤雅一君） 私は、この補正、見込み決算額にほぼもう近い金額だと、こういった見方に立ってご質問を一つさせていただきたいと思えます。

国の財政難等もございまして、それから長引く景気の低迷、こういったものの影響が涌谷のこの町の財政にどういった形で影響をあらわしてきているのかなと、こういうふうな見方に立ってこれを見せていただきました。

2 ページのところちょっとごらんをいただきますというと、歳入の合計額が69億9,800万円、これは当初計画額と比べますというと11億1,800万円の金額の差がございまして、増額になってます。11億1,800万円。その主なものというふうなことで見ますというと、先ほどもご質問ございましたが、地方交付税はたった100万円ぐらいの違いですから、ほとんど当初計画と同じ額になっております。それから国庫補助金が2億3,200万円増額になってます。それから、基金の繰入金3億300万円。それから町債費、町債が1億7,500万円。それぞれ大きな金額が増額になってくると、こういった形でこれらの、やはり影響があらわれてきているのかなと思えますが、この傾向、ことしの状態を例年と比べて担当してごらんになっている方々はどのようにこの傾向をごらんになっているのか。また、今後については、どのようなまた見方を持って臨んでまいろうと、どういうふうにご考慮されるのか、その辺をお聞きしたいとこういうふうに思えます。

議長（大橋信夫君） 総務企画課統括主幹。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 当初予算からこの3月補正までの差額で11億何千万ということですが、ただいま丁寧に国庫支出金とか繰入金、町債、増額部分をおっしゃっていただいた、そのとおりでござ

ざいます。地方交付税の方でそんなにふえてないということです、いわば一般財源以外の特定財源がふえたということでございます。

国庫支出金につきましては、2億3,000万円、繰入金でも3億と、町債でも1億7,500万円ということでございますので、当初で見込んでた一般税源はほとんど動いてない。繰り返しますが、特定財源がふえているという状況でございます。ということは、一般財源がほとんどかわってないということでございますので、財政のトータルは大きくなりましたが、町としての自主財源といいますか、そういった部分ではほとんど変わってはないのだと。当初とそんなに変わってないのだという見方ができるかと思います。

それで、この後も大きな事業が、特定財源がかかわるような事業がなければ、先ほど言いましたように一般財源が余り変わらないということであれば、そんなに財政規模は大きくなりません。ただし、21年度のように、国の経済対策なりが出てまいりますと、その部分が財源が大きくなりますので、予算が大きくなるということでございます。

ですから、21年度は積極的に国の経済対策等を町の必要な事業に当て込んで事業をやってきたという、そういうことだろうと思っております。今後につきましては21年度のような特定財源がふえるかどうかというのは、全く未知数でございますので、それはふえればそれはふえたにこしたことはないのですが、先ほど申しましたように国の状況が大変逼迫しておりますので、こんなに経済対策が続くはずもないというふうに考えておりますので、今後につきましてはこの自主財源をベースに、やはり事務事業については、しっかりその辺をベースに考えていきたいと思っております。終わります。

議長（大橋信夫君） 5番。

5番（伊藤雅一君） ありがとうございます。別に申し上げるところ、ただいまの回答で十分だと思っております。

とにかく、残念ながらこういった世の中がまだまだ続くだろうと、こういうふうを考えざるを得ないわけでございます。総額的にも60億という、本当にこういった予算規模の中で、毎年毎年事業を進めていただいております、こういったことでございますので、余程先々を厳しく読んで、やはり対処する必要は常に心得として持っておられると思いますが、これ非常に重要だというふうに思います。今いただいた答弁のごとく、ひとつ今年にとっては特別なものがあつたというふうな答弁でもございました。一般会計としてはこういうふうにはならないと、こういった見方もあるようでございます。ひとつ、この辺あたりを、先ほどのご答弁のごとく、ひとつ今後もなおさら慎重の上にも慎重に、財政運営に当たっていただきたいということをお願い申し上げて終わります。

議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これより討論に入ります。6番。

6番（門田善則君） 賛成です。

議長（大橋信夫君） 賛成討論。（「賛成」の声あり）反対ありませんか。1番。

1番（杉浦謙一君） 平成21年度一般会計補正予算2億5,626万円の追加予算でございますけれども、主なもの、道路改修工事等の町民の安全・安心な生活そして地域づくりに必要な事業、そういった問題にかかわる補正予算でありまして、速やかな執行は必要だとは思いますが、反対討論をいたします。

9款1項5目の災害対策費の中で、全国瞬時警報システム費178万5,000円が盛り込まれております。これは、国民保護計画に基づいて全国に瞬時に情報を提供するシステムをつくるというものでございます。いわゆる、このジェイアラートは地震や津波などの気象情報にも使われますけれども、2003年以降全国の各地でジェイアラートを使って小学生まで動員しての避難訓練が行われたように、この中心は弾道ミサイル攻撃に対する警報や航空攻撃情報、ゲリラ、特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報などの避難情報であり、有事体制づくりと一体のものであります。有事法制は、日本に直接攻撃が及んでない事態、そのときでも発動され、政府も言うように米軍が先制攻撃戦争を起こした場合にでも発動され、動員対象は全国市町村はもとより民間企業、団体、町民まで及びます。そのねらいは、アメリカの戦争への動員であり、米軍は有事法制は、米軍支援を法制化してもらおうと評価をしております。

このジェイアラートは導入当時から攻撃への備えを口実にした住民の戦争動員システムであり、全国的な運用に向け整備を進める上での課題はシステムが誤作動を起こすことであります。平成20年に岐阜県や福井県の原発周辺の自治体でこのジェイアラートが誤作動を起こすトラブルが発生し、防災行政無線を介してミサイル着弾のおそれありと、そういった情報が町じゅうに放送され、大混乱が起きました。それとともに、原発テロの訓練では、こんな訓練より老朽化した原子炉事故の安全対策が先ではないか、仮に本当の情報だとしても、一体どこに避難をするのか、逃げ場もない、ただ住民を動揺させるだけだといった声が上がっています。

こうした誤報事件などから見てくるものは、米軍による海外での戦争に日本の自衛隊を参戦させ、国民や自治体を協力させる有事体制の整備であり、国民の生命、財産、生活の安全を守るという国民保護法の危うさであります。

今回の予算措置は、全額国庫とはいえ、地方にも財政負担を強いるものであり、また明らかに防災、災害対策の範囲を逸脱したものであります。自治体は住民の財産・生命を守るのが最大の任務であります。自然災害は避けられませんが、戦争は避けられます。政府の進めるテロ、ミサイル防衛の戦時協力体制ではなく、行政の非戦争、平和への取り組みがどうなっているのか、憲法の精神が守られているのかが重要であると思います。よって、この補正予算は町民生活に密着した大事な予算ではありますが、賛成するわけにはまいらず、反対討論をいたします。ありがとうございました。

議長（大橋信夫君） 6番。

6番（門田善則君） 今回の補正予算を見ますと、今まで町の懸念的なことを解決し、町民の安全・安心に配慮された補正予算であると考えてます。

また、8年前、笹岳地区の町民からブロードバンド光の要望書もあり、今回その予算がついてやっと希望がかなえられ、大変喜ばしいことではないかと感じております。

国の施策もあり、現実的に各市町村を考えた特別交付金は、当町にとっても喜ばしいことで、国にも賛意を送りながら町として有効利用できることは、執行者にとっても町民にとっても、今までの懸案事項を解決できることが大変喜ばしいことではないかと感じております。

そういったことから、今回の補正予算について賛意を送り、賛成討論といたします。

議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号 平成21年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（大橋信夫君） 挙手多数であります。

よって、議案第17号 平成21年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第17、議案第18号 平成21年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（大橋荘治君） それでは、議案第18号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ207万9,000円を減額し、総額を23億1,415万8,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では共同事業交付金、保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして、それぞれ増減するものでございます。

歳出では、歳入同様共同事業拠出金の確定、総務費におきます制度改正に伴う国保システム改修経費等、それぞれ増減措置をするものでございます。

財政調整基金積立金につきましては、歳入歳出差引額を積み立てるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） それでは、議案第18号につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の6ページ、7ページをお開きください。

歳入からでございます。国庫負担金、県負担金につきましては高額医療費に係るものでございまして、歳出におきます拠出金の額の確定により、国、県それぞれ4分の1について減額をお願いするものでございます。

次に、共同事業交付金でございますが、高額、それから保険財政、それぞれの共同安定化事業の交付金、国保連合会からの決定通知によりまして、減額をお願いするものでございます。

次に、繰入金の一般会計繰入金で保険基盤安定繰入金、それから5節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、一般会計におきます国庫補助金の額の確定、それから地方交付税の算入額の確定によりまして増減をお願いしております。

職員給与費等については、事務費に係る減額でございます。

次に、10ページ、11ページの歳出でございます。

賦課徴収費におきまして、電算システムの改修業務でございますが、現在70歳以上の窓口負担は法のもとでは2割となっておりますが、特例措置といたしまして現在1割負担に減額となっておりますが、平成22年度においても継続されるということから、システムの改修が必要となっております。それに係る経費を計上しております。なお、この改修に係る財源につきましては、平成22年度の調整交付金で措置されることとなっております。

次の運営協議会費でございますが、これまでの実績と見込みによって減額をお願いするものでございます。

次の、共同事業の拠出金でございますが、高額医療費、保険財政共同安定化、いずれも国保連合会からの決定通知によって減額をするものでございます。

次に、12ページ、13ページの財政調整基金の積立金でございます。

歳入歳出差引額1,076万8,000円を積み立てをいたしまして、積み立て後の基金現在高は2億5,636万7,000円となるものでございます。以上で説明を終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号 平成21年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号 平成21年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第18、議案第19号 平成21年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（大橋荘治君） それでは、議案第19号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ169万9,000円を減額し、総額を1億3,113万1,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では後期高齢者医療保険料について、今後の収納見込みから減額いたすものでございます。

歳出におきましては、保険料の収納見込み等により、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号 平成21年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号 平成21年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第19、議案第20号 平成21年度涌谷町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（大橋荘治君） 議案第20号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ3,165万9,000円を減額いたし、総額を206万4,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、新下町裏分譲地残3区画について、年度内に売却できない見込みとなりましたので、減額のお願いをいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号 平成21年度涌谷町土地取得特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号 平成21年度涌谷町土地取得特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第20、議案第21号 平成21年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（大橋荘治君） 議案第21号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額から歳入歳出それぞれ35万7,000円を減額し、総額を5億6,554万9,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では下水道使用料の増額と一般会計繰入金の減額でございます。

歳出におきましては、確定見込みによる委託料等の減額及び建設事業費の組み替えでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 建設水道課統括主幹。

建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、議案第21号についてご説明を申し上げます。

3ページをお開きいただきます。

第2表繰越明許費でございますが、桜町裏地内污水管渠工事1,222万6,000円、涌谷町浄化センター建設工事2,300万円、合わせまして3,526万円の繰り越しをお願いするものでございます。

桜町裏地内污水管渠工事につきましては、経済対策事業で予算の確定が遅くなりまして、年度内完成が見込めなくなったものでございます。

涌谷町浄化センター建設工事につきましては、基礎杭の長さに変更が生じたものでございまして、構造計算をし直した結果時間を要しまして、これも年度内完成が見込めなくなりましたので、繰り越しをお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

使用料、下水道使用料でございますが、これまでの実績と今後の見込みによりまして増額をお願いするものでございます。

繰入金、一般会計繰入金でございますが、歳入の増額により減額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

下水道管理費でございますが、今後の見込み及び確定によりそれぞれ増額、減額をお願いするものでございます。

下水道建設費の公共下水道建設費でございますが、工事請負費、補償補てん及び賠償金につきまして、予算の組み替えをお願いするものでございます。終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号 平成21年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号 平成21年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第21、議案第22号 平成21年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（大橋荘治君） 議案第22号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ146万5,000円を減額し、総額を1億4,007万8,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、管理経費等の確定見込みによる減額でございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号 平成21年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号 平成21年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第22、議案第23号 平成21年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（大橋荘治君） 議案第23号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,091万3,000円を減額いたし、総額を11億7,848万9,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では保険給付費等に対する交付内示によりまして、支払基金交付金を減額いたすものでございます。

歳出におきましては、今後の見込みにより保険給付費、事務的経費につきまして、それぞれ減額をいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（安部政志君） それでは、議案第23号についてご説明を申し上げます。

予算書の6ページ、7ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金で945万4,000円の減額でございます。これにつきましては、平成20年度の実績と21年途中での給付見込みによって、このたび内示を受けましたので、減額をお願いするものでございます。

次に、繰入金の一般会計繰入金の地域支援事業繰入金、その他一般会計繰入金については、実績と今後の見込みによって減額をお願いするものでございます。

次の8ページ、9ページでございます。

歳出の一般管理費の委託料で24万円の減額でございますが、当初介護保険証の一斉更新を予定してございましたが、法の改正によりまして有効期限の表示がなくて更新の必要がなくなったということから、この当初計上しておりました費用額を全額減額することといたしました。なお、町民の方々、被保険者の方々につきましては、3月の広報わくやにおいて周知を図っておるところでございます。

次の介護認定審査会経費でございますが、これまでの出席と今後の見込みによりまして減額をするものでございます。

次の保険給付費の居宅介護サービス等給付費、それから高額介護サービス費につきましては、実績と今後の見

込みによって増減をお願いするものでございます。

次の地域支援事業費の介護予防事業費、次のページにまいります。

臨時賃金と介護予防委託料につきましても、これまでの実績と今後の見込みによって減額をするものでございます。以上で説明を終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号 平成21年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第23号 平成21年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第23、議案第24号 平成21年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（大橋荘治君） 議案第24号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、総額を2,633万2,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、平成21年9月から主任介護支援専門員を配置したことによりまして、特定事業加算の算定が可能となりましたことから、歳入における介護給付費収入と他会計繰入金を補正いたすものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号 平成21年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（大橋信夫君） 挙手多数であります。

よって、議案第24号 平成21年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第24、議案第25号 平成21年度涌谷町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（大橋荘治君） それでは、議案第25号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収支におきまして営業費用の動力費及び需用費に不足が見込まれますことから、所要の補正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 建設水道課統括主幹。

建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、議案第25号についてご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

第2条でございますが、平成21年度涌谷町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を26万円増額し、4億1,249万5,000円にするものでございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

水道事業費用でございますが、原水及び浄水費につきまして、電気料金でございますが、3月までの見込みにより増額をお願いするものでございます。

配水及び給水費でございますが、これにつきましては備消耗品費といたしまして、残留塩素計などの購入に要する費用をお願いするものでございます。これは、水道水の水質検査でございますが、現在涌谷町では水質の検査を4カ所実施しております。それで、昨年の暮れに県の確認検査がございまして、もう1カ所検査をふやすようにということを指導されたところでございます。たしか、12月17日ころだったと思います。このため新たに1地点を追加し5地点で水質検査を毎日実施するわけでございますが、検査開始日が4月1日ということございまして、今回急遽補正をお願いするものでございます。

なお、現在使用中の4地点の残留塩素計につきましても、古いものであることから、今回残り3カ所分についても同時に更新しようとするものでございます。よろしくお願います。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号 平成21年度涌谷町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号 平成21年度涌谷町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第25、議案第26号 平成21年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（大橋荘治君） 議案第26号の提案の理由を申し上げます。

本案は年度内見込み所要額を精査し、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出をそれぞれ補正をいたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、事業収益における医業外収益において地方交付税における公立病院に関する財政措置の拡充として、不採算地区分の対象要件が緩和され、一般会計負担金を補正するものでございます。

また、資本的支出における建設改良費においては、センター建設当初から稼動しております給湯設備の更新をいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 総務管理課長。

総務管理課長（佐々木敏雄君） それでは、議案第26号の説明をいたします。

1ページ、お開きいただきたいと思います。

第2条の業務の予定量でございますけれども、入院患者数を9月補正で当初よりも8名減といたして101名といたしました。その後入院患者数の回復が見られましたので、今回4名の増といたしまして、一日平均105名とし、年間患者数を3万8,325名といたすものでございます。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入でございますけれども、入院患者数の増により入院収益が1,894万3,000円の増となり、合計で8億5,150万8,000円といたすものでございます。

次に2項3目1節の一般会計負担金4,756万円の増でございます。町長の提案理由にもありましたけれども、

今回当病院も不採算地区病院ということで該当したということ、これまで適用要件が規模要件、それから地域要件ということであったものでございますけれども、病床数100床未満かつ一日平均外来患者数が200人未満という要件が病床数150未満となったことと、それから地域要件といたしましては、町村内にほかに一般病院が存在しないということが1種、2種あるのですが、うちの方では2種に該当したわけですが、直近の国勢調査において人口集中地区以外の区域に所属するというので、これが該当したということになりまして、今回交付あったものでございます。

それから、2節、3節の負担金は、老健、それから訪問介護ステーションの兼務職員の人件費の案分を精査したものでございます。

収益的支出につきましては、1項の医業費用につきましては、年度末までの見込みを立て、それぞれ増減いたすものでございますが、額の大きい2目の材料費、2節の診療材料費と3目の経費の13節賃借料は、整形外科の材料費や機器の賃借料を見込んでおいたものでございます。

また、経費の7節の光熱水費、8節の燃料費につきましては、昨年度は原油価格が高騰しておりましたので、その単価で予算を計上していたためのものでございます。

次に、3項の特別損失でございますけれども、不納欠損による増額でございます、本人死亡等による14件分の額でございます。

以上、締めまして補正5号までの事業収支になりますが、1億8,877万円の赤字、減価償却前で9,787万4,000円の赤字計上となっておりますのでございます。

8ページ、9ページお聞きいただきたいと思っております。

資本的収入でございますけれども、一般会計からの繰入金で、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の事業分でございます。

支出につきましては、3目の資産購入でございますが、今年度予定しておりました医療機器等の購入を控えていただいたものと、それから来年度に引き延ばしたりしたものでございます。

4節のその他建設改良費につきましては、歳入の臨時交付金のもので、医療福祉センターの給湯器設備の更新を行おうとするものでございます。以上です。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号 平成21年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第26号 平成21年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決さ

れました。

議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第26、議案第27号 平成21年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（大橋荘治君） 議案第27号の提案の理由を申し上げます。

本案は、年度内見込額所要額を精査し、収益的収入及び支出、資本的支出をそれぞれ補正いたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、事業費用の中の経費におきまして軽油単価が減額したことによります光熱水費及び燃料費をそれぞれ補正いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号 平成21年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第27号 平成21年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第27、議案第28号 平成21年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（大橋荘治君） 議案第28号の提案の理由を申し上げます。

本案は年度内見込み所要額を精査し、収益的支出を補正いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号 平成21年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第28号 平成21年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

散会について

議長（大橋信夫君） お諮りいたします。

本日の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

散会の宣告

議長（大橋信夫君） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

延会 午後2時57分